

## 変更届（販売業）

次の事項について変更が生じた場合、変更内容を説明又は証明する書類を添えて30日以内に届出を行うこと。

- ①氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）。
- ②毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分。
- ③営業所又は店舗の名称。
- ④移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更。
- ⑤オーダー販売業から現物を取り扱う販売業、あるいは現物を取り扱う販売業からオーダー販売業に変更する場合（但し一般から農業用オーダー販売へ等、業種の変更はできない）。
- ⑥オーダー販売業の同一ビル内での移転(下表参照)。
- ⑦販売業の、同一フロア内での移転（下表参照）。

区 分	新規申請を要する場合	変更届等を要する場合
毒物劇物販売業 (オーダー)	同一ビル外へ移転する場合	・同一ビル内で移転する場合
毒物劇物販売業	・同一ビル内で階を移転する場合 ・同一ビル外へ移転する場合	・毒物劇物保管設備を変更（移転）させる場合 ・同一フロア内で移転する場合

（提出部数） 1部

変更届記載上の留意点は次のとおり。

- （1）業務の種別欄には、毒物劇物販売業・農薬用品目販売業・特定品目販売業の別を記載すること。  
（なお、オーダー販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業（オーダー）」のように、後に括弧書きでオーダーと記入すること）
- （2）登録年月日は有効期間の開始年月日を記載すること。
- （3）変更内容は、変更前後の内容がはっきりわかるように記載すること。
- （4）届出年月日は、提出日を記載すること。
- （5）住所及び氏名は登録票をよく確認の上記載すること。

(添付書類)

変更事項に対応する添付書類は次のとおり。

変	更	事	項	添	付	書	類
①	氏名又は住所（法人にあつてはその名称又は主たる事務所の所在地）			法人にあつては、登記事項証明書 個人にあつては、戸籍謄本又は戸籍抄本 （個人は氏名変更時のみ添付）			
②	毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分			変更内容の良くわかる図面等			
③	営業所又は店舗の名称			なし			
④	移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更			各市・区・町・村長が発行する証明書			
⑤	オーダー販売業 → 現物を扱う販売業			毒物劇物取扱責任者設置届 店舗平面図、保管庫に係る図面、登録票※			
⑤	現物を扱う販売業 → オーダー販売業			登録票※			
⑥ ⑦	オーダー販売業の同一ビル内での移転時、又は販売業の同一フロア内での移転時			変更内容の良くわかる図面等			

※ 書換え交付申請をすることなく、新しい登録票を交付する。